

●岐阜市の融資制度

基本融資条件

- 1 市内における中小企業者等で、市内に1年以上事業所(事業の拠点となる本店、支店及び事務所をいう)を有し、かつ、1年以上事業を継続して営んでいること(創業者支援資金の一部、みらい戦略資金重点施策の一部、事業所建設等促進資金の一部及びぎふし伴走支援型特別資金を除く)
- 2 中小企業信用保険法施行令第1条に定める業種を営んでいること

資金名	融資対象者	限度額	期間
中小企業復興資金	(基本融資条件に該当する方)	4,000万円	設備資金 10年以内 運転資金 7年以内
小口零細企業資金	次に掲げる中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模企業者を対象とする。ただし、特定非営利活動法人については、医業を主たる事業とするものに限る。 (1)常時使用する従業員の数が20人(商業、サービス業は5人)以下の個人及び会社(ただし、②に掲げるものを除く。) (2)従業員の数が、その業種ごとに政令で定める数以下の個人及び会社 (3)事業協同小組合 (4)従事する組合員の数が20人以下の企業組合 (5)従業員の数が20人以下の協業組合 (6)従業員の数が20人以下の医業法人(ただし、①～⑤を除く。)	2,000万円 (本件融資を含めた保証付融資残高が2,000万円まで)	設備資金 10年以内 運転資金 7年以内 (一括返済は1年以内)
短期資金	(基本融資条件に該当する方)	5,000万円	運転資金 1年以内
ぎふしアシスト短期資金	(基本融資条件に該当する方) ただし、下記に該当する方 1 2期以上確定申告を行っている方 2 取扱金融機関との与信取引が1年以上ある方 3 直定決算で債務超過でない方 4 条件変更等による返済緩和がなされていない方	5,000万円	運転資金 1年以内
新産業振興資金	【一般枠】 次のいずれかに該当する方(特定非営利活動法人を除く) ただし、岐阜市内で事業開始後1年を超える方については、基本融資条件に該当する方 1 事業を営んでいない個人で、認定特定創業支援等事業による支援を受けて6か月以内に新たに事業を開始する(会社の場合は当該会社が6か月以内に設立し、かつ事業を開始する)具体的計画を有する方 2 事業を営んでいない個人で、1か月以内に新たに事業を開始する(会社の場合は当該会社が2か月以内に設立し、かつ事業を開始する)具体的計画を有する方 3 中小企業者である会社で、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的計画を有する方 4 事業を営んでいなかった個人、又は、その個人によって設立された会社で、事業開始後5年を経過していない方 5 中小企業者である会社で、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していない者 6 事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していない方で新たに会社を設立した方が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合で、創業者とみなされる方 7 廃業後5年以内の方で、かつ、次に掲げる条件のいずれかを満たす方 (1)事業を営んでいない個人で、1か月以内に新たに事業を開始する(会社の場合は当該会社が2か月以内に設立し、かつ事業を開始する)具体的計画を有する方 (2)事業開始後5年を経過していない方	3,500万円 ただし、女性若者応援枠・スタートアップ支援枠との合計で上記限度内とする	設備資金 10年以内 運転資金 7年以内
	【女性・若者応援枠】 【一般枠】の1から7のいずれかを満たす方で、女性又は35歳未満の方	1,000万円	
	【スタートアップ支援枠】 次のいずれかに該当する方(特定非営利活動法人を除く) ただし、岐阜市内で事業開始後1年を超える方については、基本融資条件に該当する方 なお、保証申込受付時点において債務申告1期末終了の創業者は創業資金総額の1/10以上の自己資金を有していること 1 事業を営んでいない個人で、2か月以内(認定特定創業支援等事業による支援を受けて創業を行おうとする者は、6か月以内)に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する方 2 中小企業者である会社で、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的計画を有する方 3 事業を営んでいない個人により設立された会社で、その設立の日以後5年を経過していない方 4 中小企業者である会社で、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していない方 5 事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していない方で新たに会社を設立した方が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合で、創業者とみなされる方	3,500万円 ただし、女性若者応援枠・一般枠との合計で上記限度内とする	

- 3 市税を完納していること(創業者支援資金の一部、みらい戦略資金重点施策の一部、事業所建設等促進資金の一部及びぎふし伴走支援型特別資金を除く)
- 4 資金の返済が確実と認められること
- *中小企業信用保険法第3条の2第1項の経済産業省令で定める要件を満たす法人の場合、信用保証料の上乗せにより経営者保証を提供しないことを選択可能

融 資 条 件								申込受付場所
返済方法	据置期間	利率	担保	連帯保証人	信用保証料	保証料補填		
元金均等返済	1年以内	年 1.70%	必要に応じて求める	【個人】 原則として不要 【法人】 必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	0.45%～1.90%	0.00%～0.50%	普通銀行 信用金庫 岐阜商工信用組合 商工中金 ぎふ農協 岐阜県信用農業協同組合連合会の本店 (岐阜市信用保証協会約定書締結金融機関に限る)	
元金均等返済 又は 一括返済	1年以内	年 1.00%	原則として不要	【個人】 原則として不要 【法人】 必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	0.50%～2.20% ただし、中小企業信用保険法第3条の3に定める特別小口保険の保険関係が成立する方については、0.65%とする	0.50%～1.70% ただし、中小企業信用保険法第3条の3に定める特別小口保険の保険関係が成立する方については、0.65%とする		
元金均等返済 又は 一括返済	1年以内	年 1.40%	必要に応じて求める	【個人】 原則として不要 【法人】 必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	0.45%～1.90%	0.00%～0.50%		
元金均等返済 又は 一括返済	1年以内	金融機関所定利率(ただし、年2.90%以下の固定に限る)	必要に応じて求める	【個人】 原則として不要 【法人】 必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	0.45%～1.90%	0.45%～0.50%		
元金均等返済	1年以内	年 1.00%	不要	【個人】 原則として不要 【法人】 必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	0.45%～1.90%	0.45%～1.90%		
元金均等返済	1年以内	年 1.00%	不要	【個人】 原則として不要 【法人】 必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	0.65%～2.10%	0.45%～1.90%		
元金均等返済	1年以内	年 1.00%	不要	【個人】 原則として不要 【法人】 必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	ただし、中小企業信用保険法第3条の2に定める無担保保険の保険関係であって創業関連特例が成立する方については、1.00%とする	ただし、中小企業信用保険法第3条の2に定める無担保保険の保険関係であって創業関連特例が成立する方については、0.80%とする		

資金名	融資対象者	限度額	融 資 条 件								
			返済方法	据置期間							
新産業振興資金	促進資金 ぎふしDX 次のいずれかに該当する方 1 サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金の交付申請を令和4年度以降に行った方 2 岐阜市中小企業等DX研修補助金の交付決定を受けた方	1,000万円	元金均等返済 又は一括返済	1年以内	年0.90%	必要に応じて求める	【個人】 原則として不要 【法人】 必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	0.45%~1.90%	0.45%~1.90%	普通銀行 信用金庫 岐阜商工信用組合 商工中金 ぎふ農協 岐阜県信用農業協同組合連合会 の本支店 (岐阜市信用保証協会約定書締結金融機関に限る)	
	みらい戦略資金 【新分野進出支援枠】 次のいずれかに該当する方 1 新分野進出(事業転換を含む)を図ろうとする方で、進出先の事業が当該企業の事業活動の相当程度(生産額等みて概ね4分の1以上)を占める見込みである方 2 岐阜市事業創造支援補助金のうち、産学官連携事業補助金又はスタートアップ支援補助金の交付決定を受けた方 3 売電事業に係る施設や機械を導入する場合の設備資金を必要とする方 【省エネ・エコ促進枠】 次のいずれかに該当すること 1 省エネルギー 機械、新エネルギー利用機械や産業廃棄物排出抑制機械を導入する場合等の設備資金 2 前号に関連した人材育成や外部専門サービスの利用を図る場合等の運転資金 3 地球環境の保全、改善を図る取組に要する資金 【重点施策枠】 次のいずれかに該当する方 1 岐阜市中心市街地活性化基本計画の計画区域内において、次のいずれかに該当する方 (1) 卸売業・小売業・サービスの店舗又は事業所を新たに設置して事業を行う方 (2) 卸売業・小売業・サービスの既存の店舗又は事業所で継続して事業を行う方 2 持続可能な開発目標(SDGs)について、目標達成に向けて取り組んでいる方	8,000万円	設備資金 10年以内 運転資金 7年以内	1年以内	年 1.20%	必要に応じて求める	【個人】 原則として不要 【法人】 必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	0.45%~1.90%	0.35%~1.20%		
	雇用促進資金 適切な計画の下に事業拡大等を図り、融資実行日より1年以内に新たに雇用保険被保険者を1人以上雇用する方	3,000万円	設備資金 10年以内 運転資金 7年以内	元金均等返済	1年以内	年 1.10%	必要に応じて求める	【個人】 原則として不要 【法人】 必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	0.45%~1.90%		0.35%~1.20%
	新産業振興資金 (1)【経営承継枠】 <対象者:中小企業者(会社又は個人事業主)> 経営者の死亡又は退任等に起因する経営の承継に伴い、議決権株式や事業用資産等の取得等多額の費用を要する事由が生じたことにより事業活動の継続に支障が生じ、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項の規定による認定」を受けた中小企業者(※1) <資金使途> ①議決権株式の取得資金 ②事業用資産等の取得資金 ③事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金 ④運転資金 (2)【特定経営承継枠】 <対象者:中小企業である会社の代表者(代表者に就任後であること)> 経営者の死亡又は退任等に起因する経営の承継に伴い、株式等や事業用資産等の取得等多額の費用を要する事由が生じたことにより事業活動の継続に支障が生じ、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項第1号の規定による認定」を受けた中小企業者の代表者(※1) <資金使途> ①議決権株式の取得資金 ②事業用資産等の取得資金 ③事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金 ④運転資金 (3)【経営承継準備枠】 <対象者:中小企業者(会社又は個人事業主)> 経営を承継しようとする者を確保することが困難であること等により事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営の承継を行うことに伴い、当該承継に不可欠な株式等や事業用資産等の譲受けを行うために費用を要する事由が生じ、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項第1号又は同項第2号の規定による認定」を受けた中小企業者(※1) <資金使途> ①議決権株式の取得資金 ②事業用資産等の取得資金 (4)【特定経営承継準備枠】 <対象者:事業を営んでいない個人(代表者に就任前であること)(※3)> 経営を承継しようとする者を確保することが困難であること等により事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営の承継を行うことに伴い、当該承継に不可欠な株式等や事業用資産等の譲受けを行うために費用を要する事由が生じ、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項第3号の規定による認定」を受けた事業を営んでいない個人(※1) <資金使途> ①議決権株式の取得資金 ②事業用資産等の取得資金 (※1) 経営承継円滑化法の認定: (1)枠及び(2)枠は、中小企業庁の関連サイトにある「様式 第6」で、(3)枠及び(4)枠は、「様式 第6」で申請する (※2) 保証料率: (2)枠で会社の代表者が別に個人事業を営んでいない場合は料率区分5とみなす (※3) 事業を営んでいない個人、(4)枠は別に個人事業を営んでいる方や別の会社(関連会社を含む)の代表権ある役員になっている方は対象外	設備資金 15年以内 (株式取得資金を含む) 運転資金 10年以内 (一括返済は1年以内)	元金均等返済 なし 元金均等返済 又は一括返済 元金均等返済 (証書貸付に限る)	1年以内 1年以内 1年以内	年1.10% (ただし、期間10年超の場合は年1.50%) 年1.10% (ただし、期間10年超の場合は年1.50%) 年1.10% (ただし、期間10年超の場合は年1.50%)	必要に応じて求める 必要となる場合がある ただし、事業承継する会社(法人保証)以外の連帯保証人は不要 必要となる場合がある ただし、法人代表者及び事業承継する他の会社(法人保証)以外の連帯保証人は不要 必要となる場合がある ただし、事業承継する会社(法人保証)以外の連帯保証人は不要	0.45%~1.90% (※2) 0.45%~0.50% 1.15% 0.45%	普通銀行 信用金庫 岐阜商工信用組合 商工中金 ぎふ農協 岐阜県信用農業協同組合連合会 の本支店 (岐阜市信用保証協会約定書締結金融機関に限る) (2)枠については、上記を満たした上で、主たる取引関係を有する金融機関(※)を經由して申し込む (※)原則として、申込者の現在取引金融機関のうち、取引期間が長い、貸付残高が多い、保証借残高が多い、融資に際し自ら経営に係る相談を頻りに実施している等の理由から、一定の信頼関係を構築しているものとして申込者が認識する金融機関			

返済方法	据置期間	利率	担保	連帯保証人	信用保証料	保証料補填	申込受付場所
							申込受付場所
元金均等返済 又は一括返済	1年以内	年0.90%	必要に応じて求める	【個人】 原則として不要 【法人】 必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	0.45%~1.90%	0.45%~1.90%	普通銀行 信用金庫 岐阜商工信用組合 商工中金 ぎふ農協 岐阜県信用農業協同組合連合会 の本支店 (岐阜市信用保証協会約定書締結金融機関に限る)
元金均等返済	1年以内	年 1.20%	必要に応じて求める	【個人】 原則として不要 【法人】 必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	0.45%~1.90%	0.35%~1.20%	普通銀行 信用金庫 岐阜商工信用組合 商工中金 ぎふ農協 岐阜県信用農業協同組合連合会 の本支店 (岐阜市信用保証協会約定書締結金融機関に限る)
元金均等返済	1年以内	年 1.10%	必要に応じて求める	【個人】 原則として不要 【法人】 必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	0.45%~1.90%	0.35%~1.20%	普通銀行 信用金庫 岐阜商工信用組合 商工中金 ぎふ農協 岐阜県信用農業協同組合連合会 の本支店 (岐阜市信用保証協会約定書締結金融機関に限る)
元金均等返済	なし	年1.10% (ただし、期間10年超の場合は年1.50%)	必要に応じて求める	【個人】 原則として不要 【法人】 必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	0.45%~1.90% (※2)	0.45%~0.50%	(2)枠については、上記を満たした上で、主たる取引関係を有する金融機関(※)を經由して申し込む (※)原則として、申込者の現在取引金融機関のうち、取引期間が長い、貸付残高が多い、保証借残高が多い、融資に際し自ら経営に係る相談を頻りに実施している等の理由から、一定の信頼関係を構築しているものとして申込者が認識する金融機関
元金均等返済 (証書貸付に限る)	1年以内	年1.10% (ただし、期間10年超の場合は年1.50%)	必要に応じて求める	必要となる場合がある ただし、事業承継する会社(法人保証)以外の連帯保証人は不要	1.15%	0.45%	

資金名	融資対象者	限度額	期間	
			返済方法	据置期間
新産業振興資金	<p>ぎふし事業承継特別資金</p> <p>1 次の(1)又は(2)に該当し、かつ、(3)に該当する中小企業者とする。ただし、本制度を既に利用している中小企業者は、上記に該当することに加え、本制度1回目の保証承諾日(ただし、融資実行されたものに限り。)から3年以内に融資申込みを行うものに限る。 (1) 信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 (2) 令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの (3) 次の①から④までに定める全ての要件を満たすこと なお、①から④までについては、信用保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、④については、原則申込時に満たしていること ① 資産超過であること ② EBITDA有利子負債倍率(注)が1.5倍以内であること ③ 法人・個人の分離がなされていること ④ 返済緩和している借入金がないこと (注) EBITDA有利子負債倍率=(借入金・社債一現預金)÷(営業利益+減価償却費) 2 この制度の対象資金は、事業資金であって、次に掲げるものとする。 (1) 上記1(1)に該当する中小企業者にあつては、保証人(個人に限る。以下この項において同じ。)を提供していない(既往借入金の返済資金以外のもの) (2) 上記1(2)に該当する中小企業者にあつては、事業承継前における保証人を提供している既往借入金の返済資金</p>	2億8,000万円(うち無担保は8,000万円)	設備資金 10年以内 運転資金 1年以内	(一括返済は1年以内)
	<p>事業所建設等促進資金</p> <p>次のいずれかに該当する方 1 適切な計画の下に事業所の市内通地への移転もしくは建設又は現在事業地での事業所の増設・増改築を行うおとする方 2 次のいずれにも該当する方 (1) 本市の工場適地に新規立地しようとする市外企業で、製造業又は市長が特に認める事業を営む法人 (2) 新規立地に伴い雇用効果、下請波及効果等の経済効果が相当程度見込まれること</p>	1億5,000万円	設備資金 15年以内	
経営改善資金	<p><経営支援枠> 最近の経済的環境の変化により経営の安定に支障を生じている中小企業者等で、次の条件のいずれかに該当する方 1 最近3か月間の売上高が前年同期の売上高と比較して、5%以上減少していること 2 直近の単年度決算において、損失が生じ経営の安定に困難していること 3 感染症法における「指定感染症」又は市長が特に対応が必要と認めた疾病等による影響で、最近1か月間の売上高が前年同月比で3%以上減少し、かつ、その後2か月間を含めた3か月間の平均も前年同期比で3%以上減少することが見込まれること</p>	1億円(うち無担保は8,000万円)	設備資金 10年以内 運転資金 7年以内	
	<p><セーフティネット支援枠> 最近の経済的環境の変化により経営の安定に支障を生じている中小企業者等で、次の条件のいずれかに該当する方 1 中小企業信用保険法第2条第5項に定める認定を受けていること 2 中小企業信用保険法第3条に規定する普通保険又は同法第3条の2に規定する無担保保険の保険関係であつて災害関係特例が成立する方 3 中小企業信用保険法第3条の3に規定する特別小口保険の保険関係であつて災害関係特例が成立する方</p>	2億8,000万円(うち無担保は8,000万円)	設備資金 10年以内 運転資金 7年以内	
	<p><原油・原材料高騰等対策枠> 原油・原材料価格の高騰や円安により影響を受け、次の条件のいずれかに該当する方 1 最近3か月間の売上総利益(粗利益)の月平均額が、前年同期又は前期決算の月平均額と比較して5%以上減少していること 2 最近1か月間の売上総利益(粗利益)が前年同期又は前期決算の月平均額と比較して5%以上減少し、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上総利益(粗利益)の月平均額が、前年同期又は前期決算の月平均額と比較して5%以上減少することが見込まれること</p>	1億円(うち無担保は8,000万円)	設備資金 10年以内 運転資金 10年以内	
	<p>ぎふし返済おまめ資金</p> <p>次のいずれかに該当する方 1 岐阜市中小企業融資制度のいずれかの資金を利用しており、その資金の元金の償還を行っている方で、適切な事業計画の下に、その残高の償換えを受ける方 2 岐阜市中小企業融資制度のいずれかの資金(※)と岐阜市信用保証協会の信用保証付き融資(※)を利用し、それぞれについて元金の償還を行っている方で、次の条件の全てに該当する方 (1) 旧債務を借り換えることにより、経営の安定や改善が図られる等、資金導入の効果が期待できると (2) 最近3か月間の売上高が前年同期の売上高と比較して5%以上減少している方 ※一部制度を除きます。 次の1～3のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を策定した方 1 中小企業信用保険法第2条第5項第4号に定める認定を受けていること 2 中小企業信用保険法第2条第5項第5号に定める認定を受けていること 3 次のいずれかに該当すること (1) 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること (2) 最近1か月間の売上高総利益率(または売上高営業利益率)が前年同月(または直近決算)の売上高総利益率(または売上高営業利益率)と比較して5%以上減少していること (3) 直近決算の売上高総利益率(または売上高営業利益率)が直近決算前期の売上高総利益率(または売上高営業利益率)と比較して5%以上減少していること</p>	8,000万円	設備資金 10年以内 運転資金 10年以内	
<p>ぎふし伴走支援特別資金</p> <p>次の1～3のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を策定した方 1 中小企業信用保険法第2条第5項第4号に定める認定を受けていること 2 中小企業信用保険法第2条第5項第5号に定める認定を受けていること 3 次のいずれかに該当すること (1) 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること (2) 最近1か月間の売上高総利益率(または売上高営業利益率)が前年同月(または直近決算)の売上高総利益率(または売上高営業利益率)と比較して5%以上減少していること (3) 直近決算の売上高総利益率(または売上高営業利益率)が直近決算前期の売上高総利益率(または売上高営業利益率)と比較して5%以上減少していること</p>	1億円	設備資金 10年以内 運転資金 10年以内	(一括返済は1年以内)	
(※) 専門家: 中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センター				

融資条件								申込受付場所
返済方法	据置期間	利率	担保	連帯保証人	信用保証料	保証料補填		
元金均等返済 又は一括返済	1年以内	年 1.10%	必要に応じて求める	不要	<p>専門家(※)の確認無し 0.45%～1.90%</p> <p>専門家(※)の確認あり 0.20%～1.15%</p>	<p>専門家(※)の確認無し 0.45%～0.60%</p> <p>専門家(※)の確認あり 0.20%～0.60%</p>	普通銀行・信用金庫 岐阜商工信用組合 岐阜県信用農業協同組合連合会の本店 (岐阜市信用保証協会約定書締結金融機関に限る)	
元金均等返済	1年以内	年 1.20%	必要に応じて求める	【個人】原則として不要 【法人】必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	0.45%～1.90%	0.35%～1.20%		
元金均等返済	1年以内	年 1.30%	必要に応じて求める	【個人】原則として不要 【法人】必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	0.45%～1.90%	0.45%～1.90%		
元金均等返済	1年以内	年 1.30%	必要に応じて求める	【個人】原則として不要 【法人】必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	<p>0.30% (中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第1号及び第6号)</p> <p>0.6% (中小企業信用保険法第2条第5項第5号、第7号及び第8号)</p> <p>0.8% (中小企業信用保険法第3条に定める普通保険又は中小企業信用保険法第3条の2に定める無担保保険及び第3条の3に定める特別小口保険の保険関係であつて災害関係特例)</p>	<p>0.30% (中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第1号及び第6号)</p> <p>0.6% (中小企業信用保険法第2条第5項第5号、第7号及び第8号)</p> <p>0.8% (中小企業信用保険法第3条に定める普通保険又は中小企業信用保険法第3条の2に定める無担保保険及び第3条の3に定める特別小口保険の保険関係であつて災害関係特例)</p>		
元金均等返済	2年以内	年 1.30%	必要に応じて求める	【個人】原則として不要 【法人】必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	<p>0.30% (中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第1号及び第6号)</p> <p>0.6% (中小企業信用保険法第2条第5項第5号、第7号及び第8号)</p> <p>0.8% (中小企業信用保険法第3条に定める普通保険又は中小企業信用保険法第3条の2に定める無担保保険及び第3条の3に定める特別小口保険の保険関係であつて災害関係特例)</p>	<p>0.30% (中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第1号及び第6号)</p> <p>0.6% (中小企業信用保険法第2条第5項第5号、第7号及び第8号)</p> <p>0.8% (中小企業信用保険法第3条に定める普通保険又は中小企業信用保険法第3条の2に定める無担保保険及び第3条の3に定める特別小口保険の保険関係であつて災害関係特例)</p>		
元金均等返済	1年以内	金融機関所定利率(ただし、年2.00%以下の固定に限り)	必要に応じて求める	【個人】原則として不要 【法人】必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	<p>0.30% (中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第1号及び第6号)</p> <p>0.6% (中小企業信用保険法第2条第5項第5号、第7号及び第8号)</p> <p>0.8% (中小企業信用保険法第3条に定める普通保険又は中小企業信用保険法第3条の2に定める無担保保険及び第3条の3に定める特別小口保険の保険関係であつて災害関係特例)</p>	<p>0.30% (中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第1号及び第6号)</p> <p>0.6% (中小企業信用保険法第2条第5項第5号、第7号及び第8号)</p> <p>0.8% (中小企業信用保険法第3条に定める普通保険又は中小企業信用保険法第3条の2に定める無担保保険及び第3条の3に定める特別小口保険の保険関係であつて災害関係特例)</p>		
元金均等返済 又は一括返済	5年以内	年 1.30% ただし、責任共有制度対象外のものは、年1.10%とする	必要に応じて求める	【個人】原則として不要 【法人】必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	<p>0.95% (経営者保証免除対応を適用する場合は、1.05%)</p> <p>0.50%～2.20% (経営者保証免除対応を適用する場合は、0.70%～2.10%)</p> <p>責任共有対象の場合 0.45%～1.90% (経営者保証免除対応を適用する場合は、0.65%～2.10%)</p>	<p>0.85% (経営者保証免除対応を適用する場合は、1.05%)</p> <p>0.50%～2.20% (経営者保証免除対応を適用する場合は、0.70%～2.10%)</p> <p>責任共有対象の場合 0.45%～1.90% (経営者保証免除対応を適用する場合は、0.65%～2.10%)</p>		

別表 各資金の信用保証料率と保証料補填率

①CRD値による区分		1	2	3	4	5	6	7	8	9
中小企業振興資金 短期資金	信用保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
	保証料補填率	0.50%	0.50%	0.45%	0.35%	0.20%	0.10%	0.00%	0.00%	0.00%
	利用者負担保証料率	1.40%	1.25%	1.10%	1.00%	0.95%	0.90%	0.80%	0.60%	0.45%
ぎふしアシスト短期資金 ぎふし事業承継資金 <経営承継枠> <特定経営承継枠> <経営承継準備枠> ぎふし事業承継特別資金 (専門家確認なし)	信用保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
	保証料補填率	0.50%	0.50%	0.45%	0.45%	0.45%	0.45%	0.45%	0.45%	0.45%
	利用者負担保証料率	1.40%	1.25%	1.10%	0.90%	0.70%	0.55%	0.35%	0.15%	0.00%
ぎふし事業承継特別資金 (専門家確認あり)	信用保証料率	1.15%	1.00%	0.85%	0.70%	0.60%	0.50%	0.40%	0.30%	0.20%
	保証料補填率	0.50%	0.50%	0.45%	0.45%	0.45%	0.45%	0.40%	0.30%	0.20%
	利用者負担保証料率	0.65%	0.50%	0.40%	0.25%	0.15%	0.05%	0.00%	0.00%	0.00%
ぎふし事業承継資金 <特定経営承継準備枠>	信用保証料率	1.15%	1.15%	1.15%	1.15%	1.15%	1.15%	1.15%	1.15%	1.15%
	保証料補填率	0.45%	0.45%	0.45%	0.45%	0.45%	0.45%	0.45%	0.45%	0.45%
	利用者負担保証料率	0.70%	0.70%	0.70%	0.70%	0.70%	0.70%	0.70%	0.70%	0.70%
小口零細企業資金	信用保証料率	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%
	保証料補填率	1.70%	1.60%	1.50%	1.40%	1.25%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%
	利用者負担保証料率	0.50%	0.40%	0.30%	0.20%	0.10%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
みらい戦略資金 <新分野進出支援枠> <省エネ・エコ促進枠> 雇用促進資金 事業所建設等促進資金	信用保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
	保証料補填率	1.20%	1.10%	1.00%	0.90%	0.80%	0.70%	0.60%	0.45%	0.35%
	利用者負担保証料率	0.70%	0.65%	0.55%	0.45%	0.35%	0.30%	0.20%	0.15%	0.10%
創業者支援資金 <一般枠> <女性・若者支援枠> みらい戦略資金 <重点施策枠>	信用保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
	保証料補填率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
	利用者負担保証料率	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
創業者支援資金 <スタートアップ支援枠>	信用保証料率	2.10%	1.95%	1.75%	1.55%	1.35%	1.20%	1.00%	0.80%	0.65%
	保証料補填率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
	利用者負担保証料率	0.20%	0.20%	0.20%	0.20%	0.20%	0.20%	0.20%	0.20%	0.20%
ぎふしDX促進資金 経営環境変動対策資金 <経営支援枠> <原油・原材料高騰等対策枠>	信用保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
	保証料補填率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
	利用者負担保証料率	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
経営環境変動対策資金 <セーフティネット支援枠>	信用保証料率									
	保証料補填率									
	利用者負担保証料率									
ぎふし返済おまとめ資金	信用保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
	保証料補填率	0.50%	0.50%	0.45%	0.35%	0.20%	0.10%	0.00%	0.00%	0.00%
	利用者負担保証料率	1.40%	1.25%	1.10%	1.00%	0.95%	0.90%	0.80%	0.60%	0.45%
ぎふし伴走支援型特別資金 <責任共有制度対象外>	信用保証料率	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%
	保証料補填率	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%
	利用者負担保証料率	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
ぎふし伴走支援型特別資金 <責任共有制度対象>	信用保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
	保証料補填率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
	利用者負担保証料率	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%

*保証料率は、一般社団法人CRD協会が運営・管理するCRD(中小企業信用リスク情報データベース)に基づいて算出された信用リスクに関するスコアにより、中小企業者等を9段階に区分する。
 *信用保証料について、保証協会の規定に基づき、融資額に対して上記の年率をもって計算する。
 *財務諸表がないときは、区分5の信用保証料率とする。
 *責任共有保証料率が適用される保証について、会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類の提出を受けた場合は、信用保証料率を0.1%割引する。
 *担保を供する場合は、信用保証料率を0.1%割引する。ただし、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧の場合は割引を行わない。

②中小企業信用保証法第2条第5項第1号~第4号及び第6号に定める認定を受けている方	③中小企業信用保証法第2条第5項第5号、第7号及び第8号に定める認定を受けている方	④中小企業信用保証法第2条第6項に定める認定を受けている方	⑤中小企業信用保証法第3条の3に定める特別小口保険の保険関係が成立する方	⑥中小企業信用保証法第3条の2に定める無担保保険の保険関係が成立する方	⑦中小企業信用保証法第3条に定める普通保険、第3条の2に定める無担保保険の保険関係が成立する方	⑧中小企業信用保証法第3条の3に定める特別小口保険の保険関係が成立する方
				0.65%		
				0.65%		
				0.00%		
					0.80%	
					0.80%	
					0.00%	
					1.00%	
					0.80%	
					0.20%	
	0.90%	0.68%				0.80%
	0.90%	0.68%				0.65%
	0.00%	0.00%				0.00%
	0.85%	0.85%				
	0.85%	0.85%				
	0.00%	0.00%				
		0.85%				
		0.85%				
		0.00%				

*保証料の補填の額は、保証協会に支払うべき保証料の額を上限とする。
 *信用保証料の上乗せにより経営者保証を提供しないことを選択する場合、上乗せする信用保証料率は以下のとおり(創業者支援資金など、一部の資金を除く)
 【(1)、(2)のいずれにも該当する場合 ⇒ 0.25%】 【(1)、(2)のいずれかに該当する場合又は法人の設立後2事業年度の決算がない場合 ⇒ 0.45%】
 (1) 直近の決算において、債務超過でないこと
 (2) 直近2期の決算において、減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと